

ハラスメント撲滅・防止宣言

株式会社モンブランは、安心して働くことのできる健全な就業環境を守るため「ハラスメントの撲滅と防止」に取り組んでいくことを宣言します。

ハラスメントは、働く人の個人としての人格や尊厳を不当に傷つけ、心身の健康を害することにもつながる、決して許されない行為です。また、被害を受けた方の能力発揮を妨げ、就業における秩序や業務遂行に支障をきたし、就業環境だけでなく社会的評価に悪影響を与えかねない大きな問題です。

当社には、年齢、性別、国籍、雇用形態など、立場の異なる様々なスタッフ、協力会社、フリーランスが共に支え合って働いています。このような就業環境において、最も重視されるのは、互いの立場を尊重し、相手の身になって考える姿勢です。これは特別なことではなく、私たちが社会の良き一員として考え、行動し、信頼関係をより強固なものとしていくうえで必要な最低限のルールであると考えます。

当社は「ハラスメントの撲滅と防止」についての基本方針を下記のとおり定め、ハラスメントのない健全な職場環境の確保を会社の責任と考え、ハラスメントや人権について理解し、よりよい職場づくりに努めます。

1. 当社のハラスメント撲滅に向けた取り組み

当社はハラスメントの防止と撲滅に取り組み、下記の行為を絶対に許しません。この取り組みの対象は、当社のスタッフ、協力会社、フリーランス及びお取引先及び、その社員の方等を含みます。お取引先から当社のスタッフ、協力会社、フリーランスへのハラスメント行為があった場合は、曖昧にせず、事実を明らかにし、厳正に、速やかに対処いたします。

2. ハラスメントに関する相談窓口

当社はこの取り組みの対象者が悩みを抱えることなく、職場で十分に能力を発揮できるように「ハラスメント相談窓口」を設けます。相談対応者には守秘義務があり、相談者のプライバシーは保護されます。なお、相談者はもちろん、事実関係の確認に協力した者に不利益な取り扱いはい行いません。

3. ハラスメント防止に関する取り組みの周知徹底について

ハラスメント防止に関する取り組みの研修の実施などにより当社スタッフ全員が知識を習得することで、「ハラスメントの防止」についての周知徹底を図ります。

4. ハラスメントの行為者への対応

ハラスメントの行為者への対応といたしましては、事実関係の速やかな調査の上、就業規則に基づき、厳重な処分を行います。また、その行為者が社外のものであった場合は、その行為者の所属する組織、または、公的機関へ相談・報告の措置を講じます。

更には、行為者の異動等、被害者の労働条件および就業環境を改善するために必要な措置を講じます。

上記の他、就業環境を害し当社の生産性を停滞・悪化させる行為、社会的名誉・信頼を害する行為について必要と考えられる取り組みについては随時速やかに実施してまいります。

このほか、必要と考えられる取り組みについて、随時実施してまいります。

2025 年 10 月 20 日制定

株式会社モンブラン
代表取締役 竹田京司

【ハラスメントに関する相談窓口】

- 株式会社モンブラン 江藤 寛
E-mail : eto@mont.jp
- 株式会社モンブラン 北島 容子
E-mail : kitajima@mont.jp